

会議の開催結果について

- 1 会 議 名 令和6年度第2回上尾市障害福祉施策推進委員会
- 2 会 議 日 時 令和7年2月4日（火）

午前

・午後 10時00分から
- 3 開 催 場 所 上尾公民館 講座室501
- 4 会 議 の 議 題 (1) 障害者手帳所持者数等の推移について
(2) 上尾市障害者支援計画の進捗状況について
(3) 次期上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
- 5 公開・非公開 公開
の別
- 6 非公開の理由
- 7 傍 聴 者 数 1人
- 8 問い合わせ先 健康福祉部 障害福祉課
(担当課) 048-775-5315 (直通)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第2回上尾市障害福祉施策推進委員会	
開 催 日 時	令和7年2月4日（火）午前10時から午前11時45分	
開 催 場 所	上尾公民館 講座室501	
議長(委員長・会長)氏名	委員長 相川 章子（聖学院大学 心理福祉学部）	
出席者(委員)氏名	強矢 清美 木全 美幸 山口 達子 大野 奈美 土井 孝次 井上 禮子 高橋 勉 久保田 孝子 佐藤 順恒 佐藤 公保 湯本 幸江 本城 文夫 中富 英二 加藤 新一朗 宮下 洋介 木嶋 真琴 社会福祉法人 上尾あゆみ会 社会福祉法人 あげお福祉会 特定非営利活動法人ピュア・スマイル 特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ 特定非営利活動法人上尾市身体障害者福祉会 上尾市手をつなぐ親の会 上尾市聴覚障害者協会 障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会 上尾市医師会 上尾商工会議所 上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 上尾市ボランティア連絡会 上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター 埼玉県鴻巣保健所 大宮公共職業安定所 上尾特別支援学校	
欠席者(委員)氏名	高橋 好治 西方 俊次 社会福祉法人 あらぐさ福祉会 上尾市社会福祉協議会	
事務局(庶務担当)	木村課長 岸副主幹 三成副主幹 上村主査 高橋主査	

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岸副主幹	ただいまから、「令和6年度第2回上尾市障害福祉施策推進委員会」を開催いたします。 本日、司会を務めさせていただきます障害福祉課副主幹の岸と申します。よろしくお願いいたします。 始めに、本委員会委員長 相川様からご挨拶いただければと存じます。相川様、お願い申し上げます。
相川委員長	(相川委員長 あいさつ)
岸副主幹	ありがとうございました。 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の委員会で使用します資料については、事前送付させていただいております。それでは、1点ずつ確認させていただきます。 ・会議次第（A4片面1枚） ・資料1から4（A4両面で5枚がホチキスで一綴りのもの） - 資料1 障害者手帳所持者数等の推移について - 資料2 令和5年度障害福祉サービス等利用実績について - 資料3 次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画画に係るアンケート調査について - 資料4 上尾市障害福祉推進委員会委員意見 となっております。 以上、次第を含めて2点5種類の資料は、事前送付いたしております。資料が不足している方、お手元にない方は挙手にてお知らせください。
岸副主幹	続きまして、本日ご欠席の委員についてご報告を申し上げます。 高橋 好治 委員、西方 委員におかれましては、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。 この結果、本日の出席者は17名となり、委員会につきましては、条例第7条第2項の規定に基づき、過半数の委員のご出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、これより、令和6年度第2回上尾市障害福祉施策推進委員会を開会いたします。 この後の議事の進行につきましては、条例第7条（会議）の規定により、委員長にお願いいたします。なお、本日の議事については、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。 それでは、相川委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。
相川委員長	しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。 事務局に確認します。傍聴希望の方はおられますか。

岸副主幹	傍聴希望者は1名です。
相川委員長	傍聴希望者が1名おられるということですので、まず、審議に入る前に委員のみなさんにお伺いします。 本日の会議につきましては公開になっております。審議事項については傍聴を許可するという事でよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
相川委員長	では、異議なしということで、事務局は傍聴者をご案内いただければと思います。
相川委員長	それでは、この後の審議は公開の会議とさせていただきます。 議事の1番目、「障害者手帳所持者数等の推移について」事務局から説明をお願いします。 <議事1 障害者手帳所持者数等の推移について>
事務局	(資料1「障害者手帳所持者数等の推移について」説明)
相川委員長	事務局から説明がありましたが、説明に対し、ご不明な点やご意見がございましたら、どうぞ挙手をしていただければと思います。 身体障害者の方が少し減っているけれども60歳以上の割合がすごく増えているということと、知的障害と精神障害は非常に増えていて知的障害に関しては18歳未満の割合が顕著に増加しているというご説明であったかと思います。 他にいかがでしょうか。 中富委員さんよろしく願いいたします。
中富委員	数字的にどうこうということではないですけど、児童の相談の関係で、きこえの悪いお子さんが結構増えているんです。手帳を取る、取らない、のレベルではないんですが、学校に上がるときに補聴器をつけなきゃいけないとか、席を前の方に配慮しなきゃいけないというお子さんがちょっと増えているのが、今気になるところです。 それと、これはちょっと信じられないんですが、通常級に上がる子でもオムツが取れないという子が、結構います。これは見えないところではあるんですけども、学童の関係をやっていて、通常級でオムツを取れないことを親がなんとも思っていないというのは、外ではトイレに行かないということで、結局幼稚園や保育園や児童発達も含めて困らないんです。ということで、親もそれで平気で、「うちの子は外でトイレしませんから」ということです。外でしないと言っても、学校に上がってどうするんだという話なんですけれども、そういうお子さんがやはり増えているというのは、発達圏のお子さんも同様、目に見えて増えてきているという実態があるの

	で、これは子どもの関係の機関で共有しないといけないかなというふうに今感じています。以上です。
相川委員長	中富委員さんどうもありがとうございます。知らない現状でした。何か研究とかで、耳がきこえづらくなっているお子様が増えていることとか、発達的なこととして、全国的な傾向としてあるということなのでしょうか。
中富委員	以前は年に1人いるかいなかったんですけれども、今年あたりは5人、6人というふうに、もう来る段階で補聴器をしていますとか、どちらか片耳が難聴ですというお子さんが、なぜか増えています。知的な発達面であまり問題ないんですけれども、そういったお子さんが、通常級でもオムツをしているとか、知的の子でもオムツが取れないという子が間違いなく増えてきています。何が原因なのか調べてみないとわからないんですけれども、親御さんは全然気にしてないという。学校のハードルが下がっているらしくて、今は通常級でも支援級でも、オムツをしても、親の希望する方に入れてしまうということだそうです。非常にそこは気になりますが、学校はますます大変だなということがあります。ちょっと追ってみないと何とも言えないですけども。
相川委員長	ありがとうございます。 はい、久保田委員さんお願いします。
久保田委員	手帳所持者が少なくなっている点で、外に転居した方と亡くなられた方ということですけども、割合としてどのくらいの方が亡くなられているのでしょうか。
相川委員長	はい、ありがとうございます。 事務局の方でおわかりになりますでしょうか。
事務局	今のご質問ですけども、手持ちの資料が今ございませんので、確認して次の会議でお伝えさせていただきたいと思います。
相川委員長	ありがとうございます。よろしいですか、久保田委員さん。
久保田委員	何故こんな質問をしたかと言いますと、私達はどうしたら元気で生きていけるのかなということが、やっぱり大きいと思うんです。転出された方っていうのは、元気でいられるのかなと思いますが、亡くなられている方が多くなっているということは、健康な人たちと同じような比率で亡くなっていくのか、そうではないのか、ちょっと気になったんです。もちろん年齢的なものもあると思うんです。事細かに言ったらそれこそ、若い人が亡くなるのか、高齢者が亡くなるのか、やはりその中で、健康ではなくて、若い方たちが亡くなられていくということだと、生活がどれだけ厳しくなって、例えば病気とかということも含まれてくることを考えていると、ただ亡くなったからですよということよりも、そこを見ていく

	必要もあるのではないかなと思いました。
相川委員長	ありがとうございます。 そうしましたら、また次回の委員会でよろしくお願いいたします。 高橋委員さんお願いいたします。
高橋勉委員	おはようございます。上尾市聴覚障害者協会会長の高橋です。いつもお世話になっています。よろしくお願いします。第1回目に参加をしたときに障害者の数だけではわからないので、障害の種別を載せてほしいというふうをお願いをして、載せて頂いたので、見て分かりやすくなりました。ありがとうございます。 聴覚・平衡機能障害という項目があるんですけど、令和6年で570人いるのですが、我々の協会の人数は、これより少なく、30人、40人です。この中には、高齢で耳が遠くなるきこえの悪くなった方であるとか、あるいは手話ではコミュニケーションが取れないというような方、どのような生活をしているのか把握していたら知りたいなと思います。 ろうあ者、手話でコミュニケーションできる人とかを確認したいのと、あと難聴であるとか色々な状況で生活している方がいると思うので、その聴覚障害の中でもその辺りが分かれば、知りたいなとも思います。
相川委員長	高橋委員さんありがとうございます。 そうしましたら生活の状況をご存知であれば事務局の方で、もしくは今こちらで支援している団体の皆様でご存知のことがあれば、と思いますが、まず事務局の方からよろしいですか。
事務局	概ね年配の方が多く、高齢者政策において補助金を出していないので、補聴器の給付のために手帳を申請している方おります。
高橋勉委員	なるほどすごくよくわかります。
相川委員長	高橋委員さんよろしいですか。 その他で手帳を持って聴覚障害の方の生活の現状みたいなものをご存知だったりご支援なさっていらっしゃる方で、もしも補足がありましたら、よろしくお願いします。
高橋勉委員	ちなみに、そういう高齢の方がこの570人の中のどのくらいを占めているかは分かりますか。
事務局	手元に資料がないので、具体的には分かりませんが、窓口対応等で、高齢の方が多いと感じます。
高橋勉委員	570人というのは本当にびっくりするような数なので、どの程度の方がそういう理由で障害手帳を求めているのですか。
事務局	具体的な割合が分からないので、高齢者の割合を次回の委員会で報告した

	いと思います。
相川委員長	ありがとうございます。次回、よろしく願います。 では、先に木全委員さんが手を挙げていたので、木全委員さん、中富委員さんという順に行きたいと思います。
木全委員	今の件で、私が普段いるのが就労支援センターなんですけれども、聴覚障害を持っている方で、上尾市内の企業に就職が決まって引っ越してきたという方が、年間に数人いらっしゃるイメージですね。 その方たちはまだ若くて、30 歳前後とか、そういった方たちが聴覚障害者協会に入っているかというのと、たぶん協会に入っていないんじゃないかと思います。その例えばUDトラックスとか、聴覚障害の方を多く雇っている企業さんがあって、そこに就職するために引っ越してくるという方も何人いらっしゃるというのはありました。
相川委員長	木全委員さんありがとうございます。 そうしましたら、中富委員さん、お願いいたします。
中富委員	実は知的障害の方で意外と、50 歳くらいからもうきこえが悪くなってきている人もいて、私が支援していた人で、今グループホームに入ってまだ働いていますけれども、聞こえないということで指定医の先生に診せたら、先生が「障害者手帳4級が取れるよ」と言われたそうです。それで手帳を取って補聴器の補助を受けて、補聴器をつけています。ただ、知的障害の実質一人暮らしなので、聴覚障害者協会云々というところには、やっぱり繋がらないところですね。 それと私が所属する、あらぐさ福祉会のドライバーさんをやっていた方も、70 歳を過ぎてお辞めになりましたけれども、その方も辞める理由が聞こえなくなってきたということでした。 病院できちんと診せた方がいいですよと言って、同じように手帳が取れて、補聴器をしているというふうなことで、聴覚障害者協会さんに関わらない人が結構いらっしゃるのと、あと、眼鏡屋さんで検査して補聴器を買う人も結構いるので、ちょっとその辺は細かい部分を調べないと何がどうなっているのか分からないかなという感じです。
相川委員長	ありがとうございます。補聴器のハードルが低くなったが故の、顕在化なのかもしれません。 他はよろしいですか。 大野委員さん願います。
大野委員	おはようございます。NPO法人ポコ・ア・ポコの大野です。今年もよろしくお願いします。さっきの一番最初の中富委員さんの児童や子どものところに付け足しというか、私の印象になるんですけれども、私は児童発達支援と放デイをやっておりまして、最近の件で、みんなというわけではないのですが、結構目に付くなという感じです。 やはり、障害があるにせよ、本来は家で、例えばご飯の食べ方だったり、

	お風呂の入り方だったり、歯の磨き方だったり、オムツもそうなんですけれども、それを通して保育所とか幼稚園とか、児童発達支援事業所におまかせっていう親御さんは、確かにちょっと増えてきたというか、目につくようになってきたなという印象で。 これは本当に個人的な意見なのかもしれないのですが、児童発達支援とか放課後等デイサービスは、すごく社会保障費がかかっているではないですか。児発の場合は、子が小さいから親御さんは多分無料で、放デイの場合は月に25日使っても、親の収入で5000円以下の金額で使える。それだけ莫大なものが使われているのに、ただのお預かりを求めてくる人が行ったり、本来はその子の生活する上でのレベルというか、できることを増やしていかなくてはいけないっていうことなので、預かってくれればいいみたいな感じになっていたり、そういう困っていることがあるからそっちでやってくださいみたいな感じの要求が、みんなではないのですが、以前に比べて目につくようになってきました。 何か別々の所で、そういう印象があるということは、じわりじわりと来ているのかなあというような気がしました。 何とかしていかなくてはと思っているんですけども、あんまりに厳しく言うと、来なくなってしまうたりとかもするから、悩ましいところではあるんですけども、でもやはり家庭での役割というものも、しっかり親御さんに伝えていく必要があるのかなというふうに思っています。
相川委員長	はい。ありがとうございます。 山口委員さんお願いいたします。
山口委員	ピュア・スマイルの山口と申します。 前回ちょっと所用でお休みさせていただいたんですが、手帳の統計の話なので、これもまた、繰り返しのようになってしまうんですが、どうしても、身障手帳、療育手帳、精神手帳という形での統計で、違う種類の手帳を重複して持っている人たちがいるので、何とかそれが数になって現れないかなというのは前々から気になるところです。私どものところはいわゆる重症心身と言われる方が通いで来られているところなんですけれども、そうするとやっぱり身障と療育と両方の手帳を持っている方も多いです。 どちらの手帳を持っていれば制度が足りるのであえて取っていないという方もいるので、必ずしも重複して持っている人の数が重症心身の数だという訳でもないんですけども、ただやっぱりいろいろな政策を考えていく中で、重心の対応であったり医療的ケア児の対応であったりということが世の中的にも結構クローズアップされるようになってきていますし、何かそこら辺のものが数字として載ったらいいなというのは、ずっと思っているところです。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。 これは今の山口委員さんのことについてはいかがですか。 事務局としてそういう集計を出すっていうことは可能ですか。
事務局	内容がかなり複雑になってきますので、数字を出せるかは検討させてくだ

相川委員長	さい。 大雑把に、このくらいいるみたいな感じで、具体的な細かい数字ということでもっていいのかもしれませんが。できる範囲で傾向が分かればと思いますので、お手数ですがよろしくお願いします。 井上委員さんお願いいたします。
井上委員	手をつなぐ親の会の井上です。お世話になります。今、中富委員さんが言われたように私の子どもも、もう定年退職しまして、57歳になりました。今までは一般企業に勤めていましたので、ずっとサポートしながら、定年退職になったときに大宮のハローワークへ行って、ダウン症で40年6か月働いて此处へ来たという方は初めてですって言われるくらい、長く頑張ってくれたんです。その後はB型の支援でお世話になっているんですけども、先ほど言われたように、耳が聞こえなくなりました。 それと、眼鏡でも見えづらくなったので、仕事が楽だったのかどうか分かりませんけれども逆さまつげが沢山入っていたので、2か月に1回は病院へ行って、逆さまつげを取ってもらって、そのときには必ず診て頂いていたもんですから、目の方は早くに、年齢的にもうギリギリだねっていうことで55歳ぐらいで白内障の手術はしました。 でも今は、聞こえが悪くなったのでその検査をしたら、右の方が半分ぐらいしか聞こえていないんです、と紹介がありまして、補聴器の専門のところに行ったら、20万円ぐらいすると言われました。本人はそれを掛けていられますかと言われました。 そうなってくると、先ほども言っている補助を、何とかしてもらえ部分で出さなくてはならないかなと思っているんです。 それと、やはり親の会の会員さんをちょっと見て今感じていることは、歳を重ねてきても、親が、聞こえていようが聞こえていまいがもう本人の行動に任しているから、なかなか検査するまでにいかないんですよ、きっと。その中にはたくさん子どもが、補聴器が必要という子どももいると思うんですけども、その辺が難しいなあと思います。 それと休みの余暇活動として、テレビゲームをやると大きな音で聞いていますので、他からの言葉が入ってこないといいます。 集中していることは入っているんですが、そうじゃないのはなかなか入ってこないの、これから私達もそれなりに、お母さんたちと話しながら、子どもがただ年取っていくだけじゃなく、何年も前からお母さんも耳が聞こえなくなった、足が不自由になったというのと同じように、子どもに言っても、自分は自分、子どもは子どもに分けてしまうもんですから、難しいなと思って、就労を手放さなくてはならない子どももいます。 最低賃金が上がって良かったなと思う反面、最低賃金分働かないんだからと知的障害の子どもは時間を減らされるとか、そういう風なことがここへ来て2、3年で出てきました。 そうなってくると、親御さんがまだ元気な人は、もう就職しなくてもいい、B型とかA型の方で、支援してもらえればそれでいいというふうになります。親も歳がいつてきたら、動くのがもう面倒くさくなっていくんですね。そういうものがありまして、難しいですねこれは本当にね、自分が、耳が

	聞こえなくなってきたと、どんどん聞こえない。 中富委員の言われたのは本当にそうだなあと思うのと、私も市内の特別支援学級を訪ねてみますとやはり、オムツをしたままとか、先生が「トイレは？ トイレは？」って常に配慮していなくてはならないお子さんもいらっしゃるとお聞きしてちょっと感じました。以上です。
相川委員長	井上委員さんありがとうございます。 知的障害の方は50歳を過ぎると、耳がきこえづらい人が、知的障害じゃない人よりも多いということなんでしょうかね。今のお話は、私も今50過ぎて、そろそろ聞こえなくなるのかなと思うんですけど、どうなんだろうなと思いながら聞かせてもらっています。すいません余談です。全般的に老化が早いというか、目も見えづらくなるというのはですか、白内障も早いとかそういうことなんですね。ありがとうございます。
井上委員	50歳で定年退職してすぐ受診に行ったときに、もう70歳の体力ですって言われました。ダウン症は10歳から15歳プラスαしてくださいと言われました。体がどうかしているなとか、おかしいなというのは感じています。
相川委員長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 先ほどの大野委員さんのお話、やっぱり子育てを、いかに地域全体でやるかということですね。
大野委員	やっぱり上手く、関わり方だったり、課題を一緒にやっていくということをしていかないといけません。おまかせってということだとちょっと問題ですね。本当に一部だとは思いますが。
相川委員長	色々な現状を共有していただいてありがとうございます。 そうしましたら、議事の2に進めさせて頂いてよろしいでしょうか。 議事の2番目、「上尾市障害者支援計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<議事2 上尾市障害者支援計画の進捗状況について> (資料2「令和5年度障害福祉サービス等利用実績について」説明)
相川委員長	今の説明に対し、ご不明な点やご意見がございましたら挙手をお願いします。木全委員さんお願いします。
木全委員	今ご説明があった通り令和5年度の実績値が出たということで、見込みより実際が多かったり少なかったりというのは普通にあるものだと思います。例えば、見込みよりも、結構多くなって令和6年度から8年度のさらに見込み量をもう既に上回っている実績になったところも、何個かあるなと思いました。 具体的には、②の日中活動系サービスのNo.10の短期入所（福祉型）のう

	ち重度障害が、実績値が令和5年度は25になって、令和6年度以降17、18、19 っていう見込みだったのを、もう大きく上回っているなあとか、あと次のページの④相談支援のNo.1の計画相談支援も令和5年度に256になっていて、もう6年度と7年度の見込み量を既に超えているぐらい増えているなど。あと資料②の最後のページなんですけど、No.20の日中一時支援事業も令和5年度は61になっていて、令和6年度以降の見込み量も既に超えているなあというあたりで、計画書にも載っているので書きかえるのも難しいのかもしれないんですけど、既にこれからの3年を超えているぐらい多く出ているところは今後修正するのか、どんなふうを考えていくのかなというのを一つお聞きしたいなと思いました。 もう1個だけあるんですけど、資料②の障害児通所支援事業で、一番下のNo.7の医療的ケア児コーディネーターの配置が令和5年度、5人という計画だったんですけど、これが4人のままというところで、医療的ケア児のコーディネーターは、ある程度、次はこの人に取らせようとか、この人が取る予定とかがあったのかなと思ったんですけど、令和5年度増えなかったのは、何か理由がありましたかというのをお聞きしたいです。以上です。
相川委員長	木全委員さんありがとうございます。事務局の方から、2点ご質問と、そこのご回答がありましたらお願いいたします。
事務局	ご質問につきまして、令和5年の実績が出まして、令和6年以降の見込み量は、今回この一過性の可能性もありますので、状況を見ながら、変更につきましては検討していきたいと思っております。
相川委員長	とりわけ短期入所の重度障害者が13から25に増えているというのは、これは何か理由があったのですか。これは特にご説明の必要はないと思いますが、ありがとうございます。 では、2番目の医療的ケア児のコーディネーターの人数について、少し解説をお願いいたします。
事務局	医療的ケア児のコーディネーターなんですけれども、達成でないみたいないところがあると、数的に1人とかそういう範囲の話になってしまうので、ちょっとなかなかコントロールが難しいというのがあります。障害福祉課の保健師職、医療職ですとか、機関の方々ですとか、上尾市の範疇では割と取れる方の取得を進めているところではありまして、毎年研修等も事業所さんと含めて、ご案内しているところです。今後とも、周知を図っていききたいと思っております。
相川委員長	はい、ありがとうございます。 中富委員さんお願いいたします。
中富委員	短期入所が増えているのは親御さんが高齢化になってきて、入院したりとか通院したりというふうなことで、りんごの家さんとか、あげおさんに、あるいは他に、短期入所で利用するという方は増えているというところだと思います。

	それと医療的ケア児のコーディネーターについては、私もコーディネーターなんですけども、取るまでのハードルが結構高いんですね。相談支援事業で初任者を取り、5年経って、現任者っていうのを取って、現任でないと、医療的ケア児のコーディネーターは取れないんですね。さらにそのときに児童、児童支援の資格も取らなくてははいけない。その後、医療的ケア児の講習に入るということで、まだこの圏域の相談支援の方で、5年現任をとってやっている人というのはそんなに沢山いないので、そのくらい医療的ケア児のコーディネーターの資格を取るまでのところにたどり着いていないという現状にあります。 計画相談事業所なども結構退職されたりとか3年ぐらいで異動したりという人が多くて、なかなか現任まで行って、さらに児童を取って医療ケアというふうになっていないというところが実情であります。
相川委員長	ありがとうございます。木全委員さんよろしいですか。
木全委員	はい。
相川委員長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 加藤委員さんお願いいたします。
加藤委員	鴻巣保健所の加藤です。議題の1もしくは2どちらに絡むか分からないんですけども、意見として一言を言いたいと思いました。というのは、私は、保健所で精神科の救急を主にやっていて、まさに先週、思ったことですと、手帳も持っていない人、もしくは狭間に落ちてしまう人とかの8050の事例を対応しました。そのことをちょっと報告したいんですが、隣の市なんですけれども、80代の両親と50代の息子さんの3人家族で、息子さんは引きこもっているということで、両親が認知症ということで地域包括が入っていました。 何度か家庭訪問していて、在宅での訪問生活は無理だねということで、施設の入所を決めました。最終的に家庭訪問しましたら、その引きこもっていた子が奇声をあげているということで、警察が介入しました。 50代の子どもさんは保護されて、保健所が呼ばれました。いろいろと調べていくと統合失調の診断がついていて、ただ3年ぐらい前かな、医療中断をして引きこもっていたとのことでした。地域包括の見立ては、引きこもっていて、セブンイレブンとかに食事が取れているから、まあ1人になっても大丈夫だろうということで、そういうプランだったのですが、結局そういうことで警察に保護されて、何とかそのときは救急で取ってくれる精神科の病院に医療保護入院しました。 ただこの50代のお子さんの場合は、手帳も持っていない、自立支援は使っていたのですが、もう切れてしまっている。このような事例は意外と包括の人に聞くと、いっぱいいるんですね。 たまたま保健所が介入して医療に繋がったということで終わったのですが、この問題の場合は、退院後の生活をどうするかとか、そういう課題がまだ残っております。そうしたときに、手帳所持ではないということでこういう方のサービスが、この計画ではないんでしょうけども、他の福祉計画み

相川委員長	たいなところに反映されているのか、そのようなのも、昨年度精神保健福祉法改正されて、支援者の範囲が広がったりとか、狭間重層支援の名のもとに各市では行政担当とか、そういうところができているので、そういうことも当然視野に入れての計画なんでしょうけれども、ちょっと意見として記録に残していただきたいなと思って発言しました。以上です。 大事な事例をご紹介いただきましてありがとうございます。 今こういう事例は本当にたくさん埋もれながらもポツポツと８０５０とか地域包括という関わりの中で見えてきている部分なのかなと思います が、おそらく、にも包括もこのあたりをかなり視野に入れながら動いてらっしゃるのではなかろうかと思うんですが、何かその辺りで、他業種の方で何か取り組んでいるとか、またそれぞれの現場でお取り組みのことがありましたら、と思いますがいかがですか。 その何かここにかなり積極的に多分アプローチをしていく必要が、要は埋もれてしまっているんで、自分からは来ない申請主義の日本の医療や福祉では来ないので私達の方から積極的にアプローチをしてアウトリーチをしていかないと、もう深刻化する一方という状況の人たちがたくさんいるということなんだろうと思うんですね。あの加藤委員ありがとうございます。 このあたり現状を佐藤順恒委員さんが一番把握されているように思うんですけど、いかがでしょうか。
佐藤（順）委員	上尾市医師会から参りました佐藤でございます。 精神科医で普段上尾の森診療所でやっているんですけども、まず個人的なことで申し上げますと、本来のADHDという多動性があった上に、認知症が加わるとえらい大変だなというふうな感じですね。今、上尾の森診療所の方はもう全部若手の医師に移りまして、一応医師会には属していますのでこういう席に出させていただいております。これからはおそらく上尾の森診療所本院を上尾市でやっていて、入院を持っていたんですが、この10月で入院は辞めたんですね。これはもっぱら運営的な問題です。 それから、6月から上尾駅東口のA-GEOタウンという高層の2階のところで駅前分院を開いています。私は主に桶川分院の方で今やっているんですけども、駅前分院は子どもを診ることができて、精神科が非常に少ないものですから、県内あちこちから中学生以下を見る位ニーズが高くて、非常に大変な状況になっているようです。一方、入院を止めた時は本当は何らかの形で続けたかったんですけど、大卒で言えば、おそらく国の方の流れは、自由な環境の中でということで始めたんですけども、かなりの部分がいわゆる生活環境をどう整えるかみたいなケースが多いんですね。家庭内暴力とかあるいは虐待された子どもたちとかですね。あるいは大人になった形でこれから生活の住環境も含めてどうしていくかみたいなことを時間稼いで入院中に何か整理していくみたいなそんな声が非常に多かったと思っています。ですから人数的に言うと、いわゆるショートステイの機能が非常にいろんな分野で高齢者もそうですし若者についてもそういうニーズが非常に増えているというふうに実感しています。 それはもうだんだん医療と福祉が連携する分野でどこがどうお金を出し

	ていく話になってくんだろうなと思ったんですけど、そういう課題を今、おそらくどこでも抱えているんじゃないかと思っています。 その中での課題は、これはどこでもそうですけども、支援する側の高齢化が進んで、人材不足ですね。 そういうことが非常に大事で、今精神科ではいかに入院中心から地域でということで福祉の方は地域で支えていこうという流れはずっとある訳です。その中に、「にも包括」という概念が出てきて、ショートステイ機能が非常に求められているというふうに実感してます。 私はこれからだんだん引いていくと思うんですけども、これから皆さんにいろいろ顔合わせをお願いすることになると思います。山下先生の方も、子どもの方を一生懸命やっていますので、これはまた児相の方にも行っていますので、お世話になると思います。「にも包括」は医療でいえば入院と外来の機能をうまく組み合わせてという中で、病院は救急と合併症というふうに、どんどん対象が少なくなっていって、むしろかなりの部分が8050問題も含めて、本当に加藤さんにはお世話なっています。福祉の連携の分野でこれから大事になって、それを市として、とりあえず国の方は市町村でやれということになっていますから、課題としてどう進めていくのかと考えております。
相川委員長	お会いできるのを楽しみにしている会議なのでよかったです。ありがとうございます。そうですね、医療と福祉の連携って言われて久しいですけども、何がこう、どう難しいのかがこれから「にも包括」という会議体の中で検討して当事者間を中心と言いながらも、私達もみんな当事者になっていくという当事者意識を高めて、我が事として地域作りをしていけるといいのかなということを思いました。ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。 久保田委員さん、お願いいたします。
久保田委員	すいません、ちょっと初歩的なことを教えていただきたいんですけど、訪問系サービス対象のところで居宅介護と書いてありますけれども、これはあくまでも障害者サービスの方であって、高齢化の介護保険は省いているんですね。 あくまでも障害者だけで計算をしているということですよ。何を言いたいかというと、介護保険の方で関わっているヘルパーさんと、障害福祉サービスの方で関わっているヘルパーさんと、だぶって利用しているんでしょうかね。 5年度として218人、6年度228人の人数で足りているのかなというところがちょっと気になったんですね。 私も今、介護保険しか使っていないので、障害福祉サービスの方は使えない状態なんですけど、介護保険の場合は、人手がなくて足りないとかかなり厳しいことになってしまうんですね。 今、ヘルパーさんがいない状況で、どんどん事業所も潰れている中で、他の事業所にちょっとお願いすることになりますという形で来ている部分がたくさんあるんですね。 で、そういう方を考えたときに本当に介護保険とか、要するに65歳以上

	の人たちのところのヘルパーさんだけが足りないのか、それとも障害者の部分、サービスの方も足りないのかというところが、気になったんです。介護保険で何か所かの事業所に私もお世話になっているんです。 そうなっている中で、この障害福祉サービスの人というのは、64 歳までの方たちが対象なので、この時間帯で本当にあっているのかどうかちょっと、気になったので、お聞きしました。 人数的にももちろん時間的時間は障害者の方はある程度余裕というか介護保険とは違って、時間数も緩やかな形がとれていると思いますけれども、介護保険はかなり厳しくされているので、障害者サービスの方というのは、64 歳までの方たちはそれなりにきちんとサービスが受けられていられるのか、この人数で大丈夫でいるのかどうかちょっと私が、わからないので教えていただきたいなと思いました。
相川委員長	ありがとうございます。事務局の方からはいかがですか。
事務局	ありがとうございます。 こちらの表の人数につきましては、介護保険の利用者は含まれておりません。障害のとても重い方で、たまに両方という方は、まれにはいらっしゃいますけれども基本的に障害の居宅介護の利用の方だけですね。 具体的には、状況が詳しくわからないですけれども、こちらではサービス決定するにあたって、ちょっと事業者さんのやりくりがつかないの困っている、これだけ使いたいけど、事業者さんがそれだけ探しきれないんだってというのは、すごく昔にはあったんですけど、今そういったことで困っているというのは特にはない状況です。 障害の方については、今年は特にそういう相談は来ていません。訪問介護についても、訪問介護看護もです。
相川委員長	よろしいですか、久保田委員さん。そうしましたら山口委員さんお願いいたします。
山口委員	はい、すいません、私どものところは先ほど通所の事業やっているというお話しましたが、あと計画相談もやっているんですね。計画相談の方で、比較的、身障の方の計画相談なんかも作っているものですから、やっぱりヘルパーさんの契約が思うようにできないという中で、相談員が非常に調整に困っているというような例は多いです。 あと居宅介護というところの数字で見ると、わかりづらいですが、2 番の重度訪問介護は5 年度で実績がだいぶ下がっていますよね。 人数が変わらないのに、実績が下がっているというのはどういうことかという、やっぱり使いたいけれども人員不足で、重度訪問の事業者さん自体は新しいところもできてきたりはしているんですが、使いたいけれども人員不足で使いたい時間数は使えていないということだと思えます。 で、同じように4 番の行動援護もそうですし、あと、地域生活支援事業の中の移動支援なんかやっぱり数が減っている。 やっぱりどうしてもここは事業者さんの方が、もうとにかく採用したくても人が来てくれない、あるいはやっとの思いで採用したけれども初任者だ

	ったりもするので、非常に難しい介助方法の方なんかにあたってしまうと、ちょっとなかなか続けられなかったり、結局ベテラン勢というか非常に経験豊富なヘルパーさんという方たちは皆さん平均年齢がどんどん高くなっていくので、やはりその中でご自身が体を壊されたりして退職していく。 そういう流れもありますし、これは本当になんとも上尾市だけのことではないので、解決は非常に難しいことだと思うんですが、せめて見込み量の方は減らさないでいて、とにかくどう事業者の方で頑張れるか、あるいは利用者さんとの間でどういう介助の仕方とかというところで折り合えるのかというのは、やはり両方が考えないといけないかなというのは思います。やはり在宅でやっていきたい、特に身体介護となったときに、いろいろな支援の道具をどれだけ家庭で使っていけるかということも大きいかと思うんですね。 やはりうちの方でなかなか調整して不調だったのは、例えば、介助者2人でないと、いろんな移動だとかそういうものができない。仮にこれを家の中でリフトを使えたりするとヘルパーさん1人でもできるかもしれないんだけど、日本の家屋の中でリフトを初めから設置できるような、そういうお宅に住める方って、ごくごく一部ですよ。道具の方もまだまだ工夫が必要かなと思うんですけど、そういったものもどうしても、金額的には張りますし、日常生活用具みたいなところの中で新しい品目だとかそういうものにも出てこない、なかなか在宅本人の意思で在宅を継続させたい、でも、実際は担い手がいないというところは解決が非常に難しいかなというのは感じているところです。
相川委員長	はい、ありがとうございます。 現状を共有していただいたと思いますが、久保田委員さんもう1回、お願いします。
久保田委員	すいません。今お話を聞かせていただいて、ヘルパーさんの状況がちょっとわかってきたんですけれども、どちらも同じように大変なんですよ。それとは別に、私はこの移動支援だけは、障害者サービスの方で使わせていただいています。一番これで困るのが、やっぱり移動のヘルパーさんがいない。 障害者法で動いているはずなんですけれども、移動のヘルパーさんがいないということで、去年や一昨年あたりは、ほとんど使えない状況で、会議に行くにも、要は、ここから市役所とか福祉センターとか、私もちょっと最初の頃は皆さんに歩いてもらっていたんですけど、もう歩けないというのと、一番車いすが問題だから、私につく人は、つけられる人がいないと言われてしまったんですね。 確かに、私の車いすは小さいので、押す人は大変なんでしょうけれども、やはりその前に人手がいない。 車いすを押す人はいないですよということで、何度かこちらの方で言ってももう無駄ですね。本当にここ一、二年ぐらいは、医者以外はどこにもヘルパーさんが使えない状況でした。去年の途中からとりあえず医者にも行けるようになって、ただ遊びというか、前は美容室も行けたんですけど、

	バスが通ってないとタクシーにしてください、と言われてしまったこともあったりして、やってくださることが少なくなってきたことが気になっています。 もっと本当にヘルパーさんを増やしてもらって、移動がスムーズに行けるようになったら嬉しいなとは思いますが、移動支援も、聞いているとやはりなかなか今はもう外へ出て行く人も少なくなりましたよということらをちゃんと聞いたことがあるんですけども、本来なら自由に電車に乗ってちょっとどこでもということもできる状況であったと思うんです。今は、そんなに東京までとかというのを、同行援護ですか、視覚障害者の人たちの方が行っているということは、友達からも聞いているんですけど、車椅子だともう向こうまではなってくると、電車を利用してとかそういう方がだいぶ少なくなっている。 前から比べて、これ私も一応今年はやっとなん年かぶりで遊びだけに使わせていただけることになって、予定はしているんですけども、移動支援が医者とか通院とか公共機関のみならずに行けるような、体制をとっていただけると嬉しいなと思っています。
相川委員長	はい、久保田委員さんありがとうございます。 少し足りていないのではなかろうかという現場のお声なのかなと思いますので、何か見込み量は変えてないということですので、これが本当に足りているのかというのをまた私達がモニタリングで検証していくことになるのかなと思いますのでまたその時、ご意見いただければと思います。 では議事2の方についてはよろしいでしょうか。 いろいろなご意見ありがとうございます。 そうしましたら、ちょっと時間が長引いていますけれども、このままいきたいと思いますがよろしいですか。随時お手洗いなどはどうぞ行っていただければと思います。 (商工会議所 佐藤公保委員 所用により退室)
相川委員長	次に、議事の3番目「次期上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<議事3 次期上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について> (資料3「上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について」説明)
相川委員長	ご説明ありがとうございます。 そうしましたら、今のアンケートの実施についてということで、はい、高橋委員さんお願いいたします。

高橋勉委員	障害者差別解消法のことに関してなんですけれども、ホームページ、あとリーフレットを見ますと、こちらが載っているんですけれども、ホームページに載せていただいたのはご苦労があったと思いますありがたいと思うんですが、なかなかこう一般的なところで、合理的配慮はまだまだ十分ではないという状況があると思うんですね。 ホームページは、多くの方が見るわけではないので、いろんな方がどのくらいの方が見るのかわからないので、ホームページよりも、他の方法で差別解消法をもっとPRしていく必要があると思うんです。 大きなポスターを市役所にも貼るとか、各企業とかお店等にも送って、見ていただくことが必要かなと思います。 例えばうどん屋さんに行ったときのことなんですけど、切符で販売機じゃなくて、対応しなければいけなかったということで、なかなか通じ合えなかったということがあります。 店員さんも、なんか言ってみたんですけどもお話が通じなくて、ちょっと苦労したっていうところがあります。筆談とかするのはわかるんですけれども、そういう準備がなかったところもありました。 また、ある程度の企業の中でも、障害者差別というか、例えば上司に非常に怒られてしまって苦しい、その辺はやはりコミュニケーションが取れていないところにも要因があるんじゃないかというふうに思うので、もっといろんなところに知らしめるための方法を考えてほしいなと思います。 先ほど久保田さんが車椅子の利用とかで、病院に行くのに断られたみたいな話はやはり差別にも繋がると思うので、もうちょっと広く広められる、人目につくことを考えてほしいと思っています。意見の追加です。
相川委員長	ありがとうございます。大事なご意見だと思いますが、ポスターを貼るとかちょうど、商工会議所の方がちょっと帰えられてしまって残念なんですけど、後で事務局の方からぜひ伝えていただけるといいかなと思いますが、病院とかにも、貼って頂いたりとか。 何か私達ができることあるんでしょうかね。予算上、これから作るのは大変かもしれないのですが、何かポスター作って貼ることには皆さん多分ご協力いただけるかもしれないですけどね。 作るところまでをどうするかというのは、何か、どこで考えたらいいいものなんでしょうか。何かアイディアを出していただいて、実行部隊はどこになるのかわかんないんですけれども。
高橋勉委員	いろいろコミュニケーションとかが取れないところに、義務化になった訳ですので、やはりきちんと義務であるということがわかるように、どこにでも目につくようにはっきりと知らしめてほしいなと思います。
相川委員長	ありがとうございます。大事なご意見をいただきまして、事務局に求めるのもなんですけれども、何か実行部隊としてどこら辺になりそうですか。ここが何かできることはありますか。 委員会が、作りましょうという決議をするということが出来るのかな、わからないんですけれども。

久保田委員	今、高橋委員さんが持ってらっしゃるリーフレットですか、それでもいいわけですね。それを各所に、ちょっと拡大をして、貼ってもらってもいいわけですね。
相川委員長	新しく作る必要はなくて、印刷の費用だけを何とかということでしょうかね。
久保田委員	内容的には高橋委員さんが持ってらっしゃるのを、ちょっと拡大をして、それでもいいんですか。
高橋勉委員	ポスターは一面でわかるというイメージですね。このリーフレットは、結構詳しい資料になっているので、裏表で2枚、4枚あるんです。例えばQRコードで撮ったら詳しいことがわかるような、QRコードをつけたポスターのようなものがないかなと思います。
相川委員長	ありがとうございます。 聖学院大学では差別解消法の研修とかをやはり今何回かやっているんですね。そういう講演会みたいなので商工会の方とかいろいろなところでやって義務化ですよというキャンペーンみたいなものはあってもいいのかもしれないなあっていうのは、確かに思いますが、何かそういう普及啓発の計画というのは、あるものなんですか。 市というよりも県であるんでしょうか。どうなんでしょう。
事務局	実際には市町村レベルというよりは、国とか県の方で動いているというのが実際です。やはり国の方でも、高橋委員さんがおっしゃったような、義務という話ではあるんですけども、あくまでも合理的配慮というのは、お互いの対話のもとに成り立っているものであって、当然障害者一方的な話ではないんですね。 例えば個人商店の場合、ワンオペっていうか1人で、お店やっていたりするときに、障害者の方が来たというときに当然対応できるのが限界があるわけです。その中で、障害者だからというのでも、やれない場合もあるわけですね。 そこが、あくまでも対話っていうところで、合理的配慮の中で入っている対話で、あまり過剰に障害者側が期待されても、その通りいかないというところのジレンマに陥っているところではあると思うんです。 県の方でもホームページだけでなく別の方法で情報発信をしていますので、そこに基づいて市町村も何かできる範囲でやっていこうと考えております。
相川委員長	ありがとうございます。 今おっしゃってくださったことですが、配慮というではなくて合理的配慮ということの中身だと思うんですね。また国や県の情報が入ったら、情報を共有していただくとかそういうことも含めてよろしくお願いします。よろしいですか。高橋委員さんの貴重なご意見ありがとうございました。それでは他にはいかがでしょうか、議事3についてですけども。

	大野委員さんお願いいたします。
大野委員	今の合理的配慮のことなんですけれども、ちょっと前に結構鉄道というか、駅とかで障害者の方がいた場合にはこういうお手伝いをしましょうみたいな、ポスターみたいなのが結構貼ってあったり、ちょっと一時期そういうのが流行ったという大変ですけども、例えばちょっと自閉傾向のある人はこういう行動してしまいますとか、急に話しかけないようにしましょうとか何かそういうことが書いてあるようなのが結構駅に貼ってあったりとかしたので、例えば耳の聞こえない方には、こういうことを聞いてあげましょうとか、目の不自由な方には、お手伝いしましょうかと言いましょとか、そういうことを何か書いてあるものがあったから、それをもたらってくるとか、もらってくるっていうとちょっと大変ですけども、調べてみると、そういうなんか上手にやってあるのが出てくるのかなと思っています。 ちょっと私も帰って調べてみようかなって思います。
相川委員長	ありがとうございます。情報提供などそういうキャンペーンを貼られたときはきっとあったんでしょうね。 気をつけているといろいろ出てくるのかもしれないですね。 高橋委員さん何か、はいお願いします。
高橋勉委員	J Rの駅の会社ではそういう合理的配慮に関するポスターを貼るような、上から指示が出ているのかなとは思いますが。 お店とかそういうところはまだまだなんですけど、J Rは会社ぐるみでそういうのが進んでいるのかなと思います。
大野委員	例えば、飲食店向けにちょっと講座を開いてみたりとか。 よくネットでも車椅子で行ったら、断られたとかっていうのがトラブルになるとか、いろいろあるけれども、例えば、筆談で対応できますとか、そういうことを事前に一般の人でもできるような感じのことを知ってもらえると進んでいくのかなって思いました。
相川委員長	佐藤委員さんもいらっしゃるんで、ぜひ一緒にご協力というか多分困られてるお声もあるんじゃないかなと思いますので、そういうのと一緒にせっかくここにたくさんエキスパートがいらっしゃるんで、お手伝いをしていくという交流がここでもできるといいなと思います。 ありがとうございます。はい、井上委員さん。
井上委員	大宮職業安定所の方が見えてくださっているんで、実は本当に、先ほど言いましたように、2年半ぐらい前に、我が家の息子のために行ったんですけども、手続きしていただいて、下のところで1時間以上待ったんです。 皆さんと一緒に、これは大変だと思ひましてね。うちのそんな騒ぐ息子じゃなかったから良かったけれども、自閉の子どもとかだったら、あそこで騒いだら、親がちょっと大変だなと思ったんで、すぐその場で言ってね、帰ってきたんです。そしたら次回行ったときにはもう、持ち回りで2階の

	方で15分か20分ぐらいで、やってくださったんです。 それが今、最近離職した人が行ってきたらハローワークって本当に行くのに、二の足踏んでいたけど、行ったらもう全部やってくれるんですよというお母さんが、離職されたお母さんから、何人かお聞きしたんです。 だから行ってみて良かったんだなって、今、障害の方の窓口があるんですけども、それなりに、手話通訳もついてくれていますしね。 いろいろあって、良いことだったと思います。本当に助かりました。ありがとうございました。
相川委員長	感謝の言葉ありがとうございます。 宮下委員さん何かありますか。
宮下委員	大丈夫です。
相川委員長	受け止めて頂いて、ありがとうございます。 では議事3についてはよろしいでしょうか。 それでは議事4の方に移りたいと思いますが、「その他」ということで、事務局の方からお願いいたします。
事務局	<議事4 その他> (資料4「上尾市障害福祉推進委員会意見」説明)
相川委員長	ありがとうございます。 一言も発言されていない委員さんはよろしいですか。土井委員さんや強矢委員さん、湯本委員さん、本城委員さん。木島委員さん、宮下委員さんなど大丈夫ですか。ここは積極的に皆さん発言してくださるので、手を挙げていただけないとなかなか時間がいっぱいになってしまっって。 補足等なければ、よろしいですか。 それでは本当に長丁場になりまして皆さんありがとうございます。今年度も、どうもありがとうございました。 また引き続きあの3年間ということだそうですので、皆様引き続き来年度も、7月ですかね、暖かくなったときにまた再会できることを楽しみにしております。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	相川委員長、スムーズな議事進行をありがとうございました。 最後に閉会のご挨拶を相川委員長よりいただいていますけど、よろしいですかね、先ほどの挨拶ということで、はい、ありがとうございました。 以上をもちまして終了となります実委員の皆様、大変お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。以上となります。